



北海道道州制特別区域計画

(平成19年度～平成23年度)

平成19年3月

北海道

目 次

1	道州制特別区域計画の目標	
(1)	「道」、「州」の制度史と北海道	1
(2)	北海道の現状と課題	2
(3)	道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組	4
2	北海道が実施する広域的施策の内容	6
3	北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等	
(1)	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う 指定医療機関等の指定	8
(2)	商工会議所に対する監督の一部	12
(3)	調理師養成施設の指定	14
(4)	鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可	16
4	北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業	
(1)	民有林の直轄治山事業の一部	18
(2)	直轄通常砂防事業の一部、開発道路に係る直轄事業、 二級河川に係る直轄事業	20
5	その他の取組	
(1)	連携・共同事業	21
6	広域的施策の施策効果の把握及び評価	
(1)	基本的な考え方	23
(2)	作業の実施時期等	23

1 道州制特別区域計画の目標

(1) 「道」、「州」の制度史と北海道

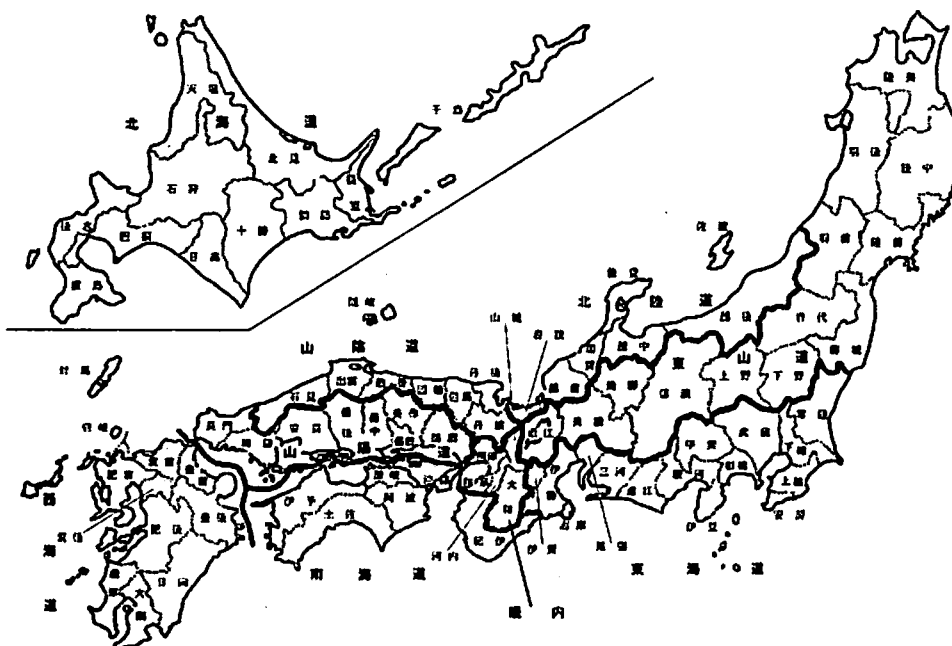
「道」の起源は、701年に制定された大宝律令をはじめとする律令制にさかのぼります。この律令制の中で、我が国の地方統治の体制として58（のち85）の「国」が置かれ、後に「国」は「州」とも呼ばれるようになりました。こうした歴史は、9か国が置かれた「九州」（現在は7県）、4か国が置かれた「四国」などの地名として今も生きています。律令制の下では、こうした国をさらに束ねた地域区分として、今の奈良県、京都府、大阪府を含む5か国を「畿内」（「五畿」ともいう。）と称し、畿内から外の諸国のまとまりとして、「東海道」、「西海道」、「南海道」など、7つの「道」が設定されていました。

その間、北海道は「蝦夷」と呼ばれ、こうした「国」や「道」の体制の外にありましたが、明治2年、政府は、「蝦夷」に11か国（石狩、胆振、渡島、後志、天塩、日高、十勝、北見、釧路、根室、千島）を置き、「東海『道』」や「西海『道』」と同レベルの地方名として、この地を「北海『道』」と名付けました。その後、明治15年には、函館、札幌、根室の3県が置かれてましたが、明治19年には、これら3県は廃止され、国の機関としての北海道庁長官の時代が長く続きます。

昭和22年、地方自治法が施行され、中央政府の直轄地であった北海道に初めて公選による知事が誕生し、他県と同様の地方自治体としての北海道がスタートしました。

このように、北海道は、石狩国や十勝国など11か国それぞれが県となって、11人の知事が置かれるのではなく、北海道ひとくくりで一人の知事が置かれ、面積の小さい順から積み上げた場合、実に22都府県のエリアに相当する広域行政を効率的に担ってきました。さらに、北海道は独立した島として、自然、経済、社会、文化等において一体性を持つことから、道州制の導入を検討するために相応しい条件を持つ地域であると考えられます。

[明治2年「北海道」命名時の「国」と「道」]



(2) 北海道の現状と課題

北海道においては、近年の市町村合併の進展により、平成11年3月31日現在で212市町村であったのが、平成18年4月1日現在で180市町村となっており、市町村の区域の広域化が進むとともに、交通網の整備などにより経済社会生活圏の広域化が進んでいます。このような中、基礎自治体である市町村の行財政基盤の強化とこれを補完する道による広域行政の推進が一層強く求められています。

また、北海道の合計特殊出生率は1.15（全国：1.26、厚生労働省人口動態統計（平成17年））と過去最低を記録し、高齢化比率も21.5%（全国：20.3%、平成18年3月31日現在（住民基本台帳））に達するなど少子高齢化が急速に進行するとともに、道民の価値観が多様化する中、地域の実情や道民の声を踏まえた効果的かつ効率的な施策の展開が求められています。

さらに、経済活動の国際化の進展やインターネットの急速な普及により、国際的な資本、人の移動や情報の流通が飛躍的に活発化するとともに、関西や九州をはじめとした国内の他の地域においても、経済社会生活圏の広域化等を背景に、行政だけでなく、経済団体等が主体的に県境を越えた広域行政に関する検討を進めています。

このような中、国際社会や我が国における北海道の位置付け、北海道が持つ資源や地域特性、克服すべき課題を再認識し、戦略的に北海道の自立的発展に向けた取組を進めることが必要となっています。

ア 豊かな資源・地域特性の活用

北海道には、明治以降の開拓、開発の歴史の中で培われてきたフロンティア精神と社会的開放性、そして挑戦する人を受容する風土と文化があります。また、国土の5分の1（83,456km²）を占める広大な土地、水、森林等の豊かな資源、北国らしい自然環境、冷涼な気候など、我が国の中でも特徴的な資源及び地域特性を持っています。

広大な農地、豊かな森林や漁場、良質な水資源、冷涼な気候により、安全・安心で良質な一次産品が生み出されており、風力、バイオマスなどの新エネルギーや勇払の天然ガス田などの環境への負荷の少ないエネルギー源も豊富に存在します。美しく豊かな自然環境や冷涼な気候は、国内のみならず、東アジア諸国等からも人を惹きつける価値を持っています。

また、ロシア連邦極東地域に隣接するとともに、北米、欧州及び東アジアとの結節点に位置し、国際物流・国際交流の要衝となり得る地理的ポテンシャルを秘めています。

さらに、北海道の先住民族であるアイヌの人たちが、自然との関わりの中で育んだ豊かな知恵は、歴史的遺産として貴重であるにとどまらず、人々が共有すべき財産となっています。

イ 積雪寒冷・広域分散型社会の弱点の克服

他方、北海道は厳しい積雪寒冷の地であり、広域分散型社会で、人口密度は全国平均の5分の1（67.4人/km²、全国338.1人/km²）にしか過ぎず、首都圏等の大消費地や産業集積地から遠いなど、様々なハンディキャップを抱えています。

重要な食料供給の場としての北海道が実現した背景には、約1世紀にわたる品種改良の努力と積雪寒冷な気候に適応するために行われてきた各種基盤整備の蓄積が

あるものの、積雪寒冷という生産活動の制約を克服し、北海道の発展を図るためには、北海道の地域特性に配慮しつつ、他都府県との競争条件を整える必要があります。

また、地域医療の確保や地域の活性化など、広域分散型社会である北海道が抱えている行政課題は、さらに広域行政の重要性が高まることが見込まれる5年後、10年後の我が国全体が直面する課題を含んでおり、こうした課題の解決に向けて、北海道をモデルとした先行的な検討が求められます。

ウ 自立的発展に向けた取組

食料、エネルギー、水資源などのひっ迫が懸念される今日、北海道の優れた自然環境や豊富な資源、高い食料供給力などは、環境と調和した持続可能な経済社会のモデルづくりや資源の提供・活用などを通じて、国内外に積極的な役割を果たしうるものです。

こうした北海道の地域特性を最大限に活かすとともに、広域に分散して存在する産業、福祉、文化等の諸機能や資源を組み合わせ、一体的に活用することにより、弱みを強みに変え、魅力ある資質をさらに高めていく取組が、今後の北海道の自立的発展を目指す上で、ますます重要になっています。

[北海道の支庁と他都府県との比較]

支庁名	人口 (人) A	面積 (km ²) B	人口密度 A/B	他都府県との面積比較	
				都府県名	面積 (km ²)
石狩	2,310,015	3,540	652.5	鳥取県	3,507
渡島	449,435	3,936	114.2	埼玉県	3,767
檜山	46,996	2,630	17.9	神奈川県	2,416
後志	250,066	4,306	58.1	山梨県	4,201
空知	365,594	6,558	55.7	栃木県	6,408
上川	535,480	9,852	54.4	岐阜県	9,768
留萌	61,494	4,020	15.3	滋賀県	3,794
宗谷	75,668	4,051	18.7	長崎県	4,095
網走	324,849	10,690	30.4	新潟県	10,789
胆振	426,639	3,698	115.4	奈良県	3,691
日高	81,407	4,812	16.9	和歌山県	4,726
十勝	354,146	10,831	32.7	秋田県	11,434
釧路	261,891	5,997	43.7	茨城県	6,096
根室	84,057	3,498	24.0	佐賀県	2,440
合計	5,627,737	83,456	67.4	—	—

(備考1) 面積は国土地理院調査(小数点以下四捨五入)、人口はH17国勢調査による。

(備考2) 「他都府県との面積比較」の欄では、各支庁と面積値に近い都府県について、重複しないように整理している。

(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

北海道は、平成19年1月26日、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「道州制特区推進法」という。）第2条第1項に規定する特定広域団体に指定されたことから、政府が定めた道州制特別区域基本方針（平成19年1月30日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、道州制特別区域計画（以下「計画」という。）を策定します。

ア 目的

この計画は、将来の道州制導入の検討に資するため、地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ることを目的とします。

イ 計画期間

この計画は、平成19年度から23年度までの5か年間で計画期間とします。

ウ 移譲範囲

この計画は、道州制特区推進法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定めるものです。

エ 今後の取組

(ア) 地方分権の推進

国、都道府県、市町村の関係を、これまでの中央主導の全国画一的な行政システムから地域の実情に即した住民主導の行政システムへと転換を図り、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の構築を目指して、国から道への権限移譲等とともに、住民に最も身近な基礎自治体が行政サービスの中心的な役割を果たすことができるよう、「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」（平成17年3月）に基づき道から市町村への権限移譲に取り組むほか、「北海道市町村合併推進構想」（平成18年7月。以下「合併構想」という。）に基づく道内市町村の自主的な合併の推進や地域主権型社会を見据えた支庁制度改革に取り組むことにより、地方分権の一層の推進に努めます。

a 道から市町村への事務・権限移譲の推進

道から市町村への事務・権限の移譲については、将来の地域主権型社会における市町村、道州、国の役割分担を明らかにし、これを踏まえて、道の事務・事業約1,200件のうち約200件を、権限約4,000件のうち半数の約2,000件を市町村への移譲対象としたところです。

平成18年度は、55市町村に対し360の権限を移譲し、平成19年度は、道内全180市町村に対し491の権限を移譲することとしており、今後とも、市町村の意向を踏まえながら、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努めていきます。

b 自主的な市町村合併の推進

市町村合併については、地域主権型社会に相応しい基礎自治体のあり方を展望しつつ、5年の時限立法である合併新法下で目指すべき市町村の姿を合併構想において示したところであり、引き続き、市町村や道民への情報提供や、必要な支援を行うなど、自主的な市町村合併の推進に努めていきます。

c 支庁制度改革の推進

広域分散型社会の北海道では、総合出先機関として14支庁を設置していますが、道州制や道州制特区、市町村合併などの地方分権改革の動きが急速に進んできたことから、長期的な視点に立った改革の方向性や改革事項の大枠を明らかにした「支庁制度改革プログラム」（平成17年3月）に基づき、具体的な検討を進めています。

平成18年6月には、新しい支庁が担う役割や支庁の体制・機能の考え方などについて「新しい支庁の姿（骨格案）」として取りまとめたところであり、これに対する地域の意見や新しい総合計画における地域政策を展開する圏域の設定に関する議論などを踏まえながら、地域における効果的な道行政の推進に向けた体制づくりなどを進めています。

(イ) 行政の効率化

道においては、「新たな行財政改革の取組み」（平成18年2月）に基づき、平成18年度から2か年にわたる職員給与10%の独自縮減措置を行っているほか、10年間で職員数30%の削減を進めるなど、他の都府県をしのぐ行財政改革努力を行っているところであり、道自らこのような不断の取組を進めるとともに、国から道、道から市町村への権限等の移譲や国の規制・関与の縮小についての国への働きかけなど、地方分権に向けた取組を通して、重複行政を解消し、国、道、市町村の適切な役割分担の下、国、地方を通じた行財政運営の簡素・効率化に努めます。

(ウ) 北海道の自立的発展

北海道は、面積ではオーストリアに匹敵し、人口や総生産はデンマークと同規模であるなど、ヨーロッパの一国にも匹敵する面積、人口及び経済力を有しており、我々道民の知恵と工夫、そして、主体的な行動により、大きく飛躍し、発展する可能性を秘めています。

今後、道としては、道民からの意見や提言を踏まえながら、道州制特区推進法に基づく新たな仕組みを活用して、北海道の各地域が有する歴史や文化、自然環境や気象条件など、多様な地域特性や資源を最大限に活かしつつ、産業の活性化や道民生活の向上につながる提案を積み重ねていきます。こうした取組を通して、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことにより、北海道の自立的発展を目指していきます。

2 北海道が実施する広域的施策の内容

道では、地域主権の確立と個性豊かな地域づくりを目指して策定した道州制プログラム（平成16年4月）に基づき、「子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会」、「豊かな自然環境をまもる環境重視型社会システムづくり」、「冬や災害に強い地域づくり」、「経済再建に向けた産業・雇用政策の推進」、「世界に通ずる北海道観光の形成」、「日本の食・北海道を支える持続型農業、漁業の確立」を柱とした様々な施策を推進しています。

こうした中、道は、国から移譲を受ける事務、事業等（3及び4で詳述します。）と一体的に、次の広域的施策を効率的かつ効果的に展開していきます。

(1) 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供

児童福祉法に基づく療育^(注1)機関の指定、生活保護法に基づく医療機関（医療扶助）及び介護機関（介護扶助）の指定、母子保健法に基づく養育医療^(注2)機関の指定など、公費負担医療等を提供する指定医療機関の指定等に関する事務を道において一元的に実施するとともに、指定後においても、必要に応じて、医療機関等からの報告を求めるなど、道として必要な役割を果たしていきます。これらの取組を通じて、地域の実情に即した公費負担医療等を適切に提供するための環境整備を推進します。

(2) 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化

商工会議所に対する許認可等については、特定商工業者に対する負担金の賦課の許可など、これまでも道が行ってきたものに加え、国から移譲される定款変更の認可の一部、解散の認可等も含めて、円滑かつ迅速な実施に努め、申請団体の利便性の向上を図ります。

(3) 調理師資格者の資質の向上

調理師として必要な知識、技能など、基礎的な情報を的確に提供することが可能な養成施設について、道において所要の調査を実施の上、適切に指定するとともに、指定後においても、適宜、養成施設の運営状況等を把握し、必要に応じて指示を行うなど、養成施設の効果的な運営の確保のために道として必要な役割を果たしていきます。また、これらの取組と連携しながら調理師試験を実施することにより、本道における調理師資格者の水準を確保するとともに、調理師資格者の資質の向上を図ります。

[用語の説明]

(注1) 療育の給付：児童福祉法に基づき、骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対して提供される医療等の給付。

(注2) 養育医療の給付：母子保健法に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して提供される医療の給付。

(4) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）に基づく道が行う鳥獣の捕獲等の許可手続について、国から移譲される麻酔薬を使用する猟法による鳥獣の捕獲等の許可事務を含め、支庁と本庁が緊密に連携し、許可申請者の利便性の向上及び許可手続の円滑かつ迅速な実施を図ります。

(5) 保安施設の整備等による森林の保全

道が行う保安施設の整備等については、国から移譲される民有林直轄治山事業の一部も含め、道において保育、植栽事業等と併せて総合的かつ計画的に整備することにより、本道の良好な森林環境の保全を図ります。

(6) 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進

道が行う砂防設備の整備等については、国から移譲される直轄通常砂防事業^(注3)の一部も含め、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、本道における土砂災害対策を効果的に推進します。

(7) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築

道が行う道路の整備等については、国から移譲される開発道路^(注4)も含め、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、本道における安全・安心な道路網の構築を図ります。

(8) 河川の整備等による治水対策の推進

道が行う河川の整備等については、国から移譲されるこれまで国が直轄で整備してきた二級河川（指定河川^(注5)）も含め、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、本道における治水対策を効果的に推進します。

[用語の説明]

(注3) 直轄通常砂防事業：高度の技術を要するなど、一定の要件を満たす砂防事業で、国土交通大臣が告示したものについて、国土交通省が直接施行するもの（火山砂防事業を除く）。

(注4) 開発道路：国土交通大臣が道の開発のため特に必要と認めた一定区間の道道や市町村道において、新設・改築・維持補修などを本来の道路管理者に代わって国土交通省が行う制度。国から移譲されるのは、国土交通大臣が指定する改築に関する事業。

(注5) 指定河川：国土交通大臣が道の開発のため特に必要と認めた一定区間の二級河川において、改良工事、維持修繕などを本来の河川管理者に代わって国土交通省が行う制度。国から移譲されるのは、国土交通大臣が指定する改良工事。

3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

(1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定（法第11条、第12条、第15条関係）

ア 現 状

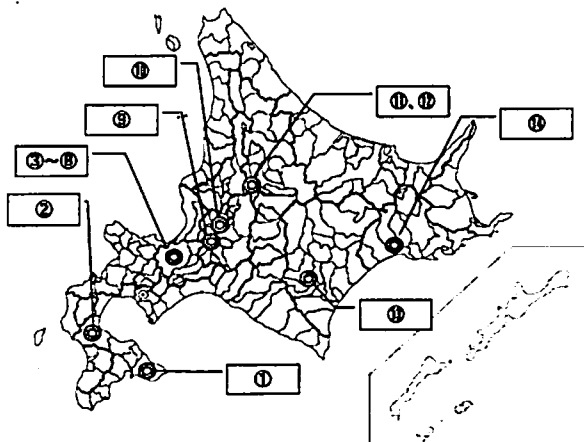
児童福祉法に基づく療育医療、母子保健法に基づく養育医療等の公費負担医療等を提供する指定医療機関の指定等に関する事務は、大半を占める道、市町村又は民間が開設した医療機関等（指定数：4,993機関（平成18年9月現在））については、道が行っていますが、国（独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した医療機関等（指定数：20機関（平成18年9月現在））については、国（北海道厚生局）が行っています。

[道内に所在する国等が開設する医療機関等に係る公費負担医療機関の指定状況]

	医療機関の名称	児童福祉法 (療育医療)	生活保護法 (医療扶助)	生活保護法 (介護扶助)	母子保健法 (養育医療)
道 南	①函館病院（函館市）	—	○	—	○
	②八雲病院（八雲町）	—	○	—	—
道 央	③札幌南病院（札幌市）	—	○	—	—
	④北海道がんセンター（札幌市）	—	○	—	○
	⑤西札幌病院（札幌市）	○	○	—	—
	⑥自衛隊札幌病院（札幌市）	—	—	—	—
	⑦札幌通信病院（札幌市）	—	○	—	—
	⑧北海道大学病院（札幌市）	—	○	—	○
	⑨岩見沢労災病院（岩見沢市）	—	○	—	—
	⑩美唄労災病院（美唄市）	—	○	—	○
道 北	⑪道北病院（旭川市）	—	○	—	—
	⑫旭川医科大学病院（旭川市）	—	○	—	○
道 南 部	⑬帯広病院（帯広市）	—	○	—	—
道 南 部	⑭釧路労災病院（釧路市）	—	○	—	○

◆国等が開設する医療機関等の指定状況

- ・平成18年4月1日現在、道内では、国等が開設した医療機関が14あり、地域別では、道南圏で2、道央圏で8、道北圏で2、十勝圏で1、釧路・根室圏で1となっています。
- ・そのうち、公費負担医療機関として指定されているのは、療育医療が1、生活保護法に基づく医療扶助が13、養育医療が6となっています。
- ・生活保護法に基づく介護扶助の指定機関は平成18年4月1日現在0となっています。



イ 特定事務等の内容

これまで、国（北海道厚生局）が行ってきた国（独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した医療機関等に係る次の事務を、平成19年度からは道が実施します。

[児童福祉法に基づく事務]

- ・療育機関の指定（児童福祉法第20条第5項）
- ・指定療育機関の指定の取消し（児童福祉法第20条第8項）
- ・報告の徴収及び実地検査（児童福祉法第21条の4第1項）
- ・診療報酬の支払の一時差止め又は差止め（児童福祉法第21条の4第2項）
- ・指定の申請書の受理（児童福祉法施行規則第11条）
- ・変更の承認（児童福祉法施行規則第14条）
- ・変更等の届出の受理（児童福祉法施行規則第15条）
- ・指定の辞退の申出の受理（児童福祉法施行規則第16条）

[生活保護法に基づく事務①]

(医療扶助関係)

- ・医療機関の指定（生活保護法第49条）
- ・変更等の届出の受理（生活保護法第50条の2）
- ・指定医療機関の指定の取消し（生活保護法第51条第2項）
- ・指定医療機関に係る告示（生活保護法第55条の2）
- ・指定の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条第1項）
- ・指定医療機関に係る保護の実施機関からの意見聴取（生活保護法施行規則第11条）
- ・指定医療機関からの処分を受けた旨の届出の受理（生活保護法施行規則第14条第3項）
- ・指定の辞退の申出の受理（生活保護法施行規則第15条）

[生活保護法に基づく事務②]

(介護扶助関係)

- ・ 介護機関の指定（生活保護法第54条の2第1項）
- ・ 指定介護機関からの変更等の届出の受理（生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2）
- ・ 指定介護機関の指定の取消し（生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項）
- ・ 指定介護機関に係る告示（生活保護法第55条の2）
- ・ 指定介護機関に係る指定の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条の2第1項）
- ・ 指定介護機関に係る保護の実施機関からの意見聴取（生活保護法施行規則第11条）
- ・ 指定介護機関からの処分を受けた旨の届出の受理（生活保護法施行規則第14条第3項）
- ・ 指定介護機関からの指定の辞退の申出の受理（生活保護法施行規則第15条）

[母子保健法に基づく事務]

- ・ 養育医療機関の指定（母子保健法第20条第5項）
- ・ 指定養育医療機関の指定の取消し（母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第8項）
- ・ 報告の徴収及び実地検査（母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の4第1項）
- ・ 診療報酬の支払の一時差止め又は差止め（母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の4第2項）
- ・ 指定の申請書の受理（母子保健法施行規則第10条）
- ・ 変更等の届出の受理（母子保健法施行規則第12条）
- ・ 指定の辞退の申出の受理（母子保健法施行規則第13条）

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、次の体制により、効果的かつ効率的に実施します。

[児童福祉法に基づく事務]

- ・ 保健所は、医療機関からの指定申請等を受理し、道の本庁に送付します。
- ・ 道の本庁は、指定申請等の審査及び指定を行い、指定等の内容を保健所に通知するとともに告示します。

[生活保護法に基づく事務]

- ・ 福祉事務所は、医療機関及び介護機関からの指定申請等を受理し、道の本庁に送付します。
- ・ 道の本庁は、指定申請等の審査及び指定を行い、指定等の内容を福祉事務所に通知するとともに告示します。

[母子保健法に基づく事務]

- ・ 保健所は、医療機関からの指定申請等を受理し、道の本庁に送付します。
- ・ 道の本庁は、指定申請書等の審査及び指定を行い、指定等の内容を保健所に通知するとともに告示します。

エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供」と併せて着実に実施していきます。

また、国以外が設置した医療機関等の指定事務については、これまでも道が担ってきたところであり、新たに移譲される当該事務と併せ、道において指定事務を実施することにより、地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供の実現を図ります。

オ 期待される効果

国以外が設置した医療機関等の指定事務については、既に道が行っているところであり、権限が道に移譲されることにより、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的かつ一元的に行うことが可能となります。

イ 特定事務等の内容

これまで、国（北海道経済産業局）が行ってきた下線部の事務を、平成19年度からは道が実施します。

所 管	主 な 事 項
経済産業省本省	・名称使用の許可、設立認可の取消し など
北海道経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・設立の認可、意見の聴取（商工会議所法第46条第4項において準用する同法第27条第3項）、認可又は不認可の通知（商工会議所法第46条第4項及び第60条第4項において準用する同法第28条）。 ・定款変更の認可の一部（商工会議所法第46条第3項） 目的（①）、名称（②）、事業、地区（④）、会員たる資格に関する事項、 会員の加入及び脱退に関する事項（⑦）、会員の権利及び義務に関する事項（⑧）、役員に関する事項、議員に関する事項、議員総会に関する事項（⑩）、常議員会に関する事項（⑪）、経理に関する事項（⑫） （商工会議所法第25条） ・勧告、解散の認可（商工会議所法第60条第3項）、合併の認可 など
道	<ul style="list-style-type: none"> ・特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工業者法定台帳の作成期間の延長及び延長の通知、負担金の賦課の許可 ・定款変更の認可の一部 事務所の所在地、会費に関する事項、法定台帳に関する事項、 負担金に関する事項、部会に関する事項、事務局に関する事項、 事業年度、公告の方法 など ・報告の受理 など

（備考1）破線部の事務は、今回移譲される定款変更の認可、解散の認可に係るものに限り道に移譲される。

（備考2）上記のほか、今回移譲される定款変更の認可の受理に関する事務（商工会議所法第46条第2項及び商工会議所法施行規則第6条）、解散の認可に係る申請書の受理に関する事務（商工会議所法第60条第2項及び商工会議所法施行規則第8条）についても道に移譲される。

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、当面、道の本庁において、効果的かつ効率的に実施します。

エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「商工会議所に対する許認可手続等の円滑化」と併せて着実に実施していきます。

また、道では、これまでも特定商工業者に対する負担金の賦課の許可等、商工会議所に対する様々な許認可事務を担っており、新たに移譲される当該事務と併せ、道においてより円滑に許認可事務を進めていきます。

オ 期待される効果

国から道に許認可等の権限が移譲されることにより、地域により身近な道において手続きを行うことができる範囲が拡大され、申請者の利便性が向上します。

(3) 調理師養成施設の指定（法第14条関係）

ア 現状

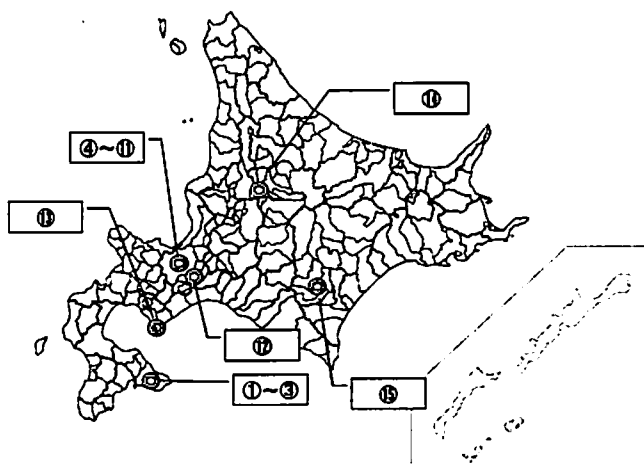
調理師試験、調理師養成施設の指定を行うために必要な調査に関する事務は道が行っていますが、調理師養成施設の指定等に関する事務は、国（北海道厚生局）が行っています。

[道内に所在する調理師養成施設]

	調理師養成施設の名称	所在地
道南	①函館調理師養成専門学校	函館市
	②函館短期大学付設調理師専門学校	函館市
	③清尚学院高等学校調理科	函館市
道央	④北海道文教大学明清高等学校食物科	札幌市
	⑤光塩学園調理製菓専門学校	札幌市
	⑥光塩学園女子短期大学別科食物専修	札幌市
	⑦修学院札幌調理師専門学校	札幌市
	⑧経専調理製菓専門学校調理師専攻科	札幌市
	⑨北海道調理師専門学校	札幌市
	⑩北海道中央調理技術専門学校	札幌市
	⑪札幌ベルエポック製菓調理専門学校	札幌市
	⑫北海道文教大学人間科学部別科調理専修	恵庭市
	⑬北海道福祉衛生専門学校専門課程調理師科	室蘭市
道北	⑭旭川調理師専門学校	旭川市
道南	⑮帯広調理師専門学校	帯広市

◆調理師養成施設の指定状況

- ・平成18年4月1日現在、道内では、15の施設が調理師養成施設に指定されています。
- ・地域別でいうと、道央圏で10か所の施設が指定されており、そのうち、8か所が札幌市内となっています。
- ・その他、道南圏で3か所、道北圏、十勝圏でそれぞれ1か所が指定されています。



イ 特定事務等の内容

これまで、国（北海道厚生局）が行ってきた次の事務を、平成19年度からは道が実施します。

[調理師法に基づく事務]

- ・ 調理師養成施設の指定（調理師法第3条第1項第1号）
- ・ 指定養成施設の内容変更の承認（調理師法施行令第1条の3第1項）
- ・ 指定養成施設の入所及び卒業の届出の受理（調理師法施行令第1条の4）
- ・ 指定養成施設の名称等の変更等の届出の受理（調理師法施行令第1条の5）
- ・ 調理師養成施設に係る指定の申請書の受理（調理師法施行規則第5条）
- ・ 調理師養成施設に係る変更の承認の申請書の受理（調理師法施行規則第8条）
- ・ 調理師養成施設に係る報告の徴収及び指示（調理師法施行規則第10条）
- ・ 調理師養成施設の指定の取消し（調理師法施行規則第11条）

ウ 特定事務等の実施体制

- ・ 保健所（札幌市及び小樽市に所在する施設にあっては道の本庁、函館市に所在する施設にあっては渡島保健所、旭川市に所在する施設にあっては上川保健所）は、調理師養成施設からの指定申請等を受理し、道の本庁に送付します（札幌市及び小樽市に所在する施設にあっては道の本庁が指定申請等の受理及びその後の事務を一括して実施）。
- ・ 道の本庁は、指定申請等の審査、指定等を行い、指定等の内容を保健所に通知します。

エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「調理師資格者の資質の向上」と併せて着実に実施していきます。

また、調理師養成施設の指定に当たったの調査や、調理師試験の実施については、これまでも道が担ってきたところであり、新たに移譲される当該事務と併せ、道において、調理師資格者の資質の向上に向けて、より効果的に事務を実施します。

オ 期待される効果

調理師試験、調理師養成施設の指定を行うための調査及び調理師養成施設の指定に関する事務を一体的に道が担うことにより、本道における調理師資格者の水準確保や適切な育成などを道が総合的かつ計画的に実施することが可能となります。

また、関係団体にとっては、窓口が一本化されることになり、利便性が向上します。

(4) 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可（法第16条関係）

ア 現 状

麻醉薬を使用する猟法で野生鳥獣の捕獲等をしようとする場合には、知事の捕獲許可とは別に、国の危険猟法による捕獲等の許可を受けなければなりません。

この危険猟法による鳥獣の捕獲等の許可手続については、環境省北海道地方環境事務所（札幌市）とその地方機関である釧路自然環境事務所（釧路市）の2か所が行っています。

◆危険猟法（麻醉薬の使用）許可件数の推移

麻醉薬を使用する猟法については、主に学術研究や保護収容を目的に鳥獣の捕獲等を行う場合に用いられ、過去3か年の許可実績は、数件レベルで推移しています。

[過去3か年の許可件数]

H15	H16	H17
5	8	3

イ 特定事務等の内容

これまで、国が行ってきた次の事務を、平成19年度からは道が実施します。

[鳥獣保護法に基づく事務]

- ・危険猟法（麻醉の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。）の許可（鳥獣保護法第37条第1項及び第3項）
～以下は上記の許可に係るものに限る。～
- ・申請の受理（鳥獣保護法第37条第2項、鳥獣保護法施行規則第46条第1項）
- ・有効期間の設定（鳥獣保護法第37条第4項）
- ・条件の付与（鳥獣保護法第37条第5項）
- ・危険猟法許可証の交付（鳥獣保護法第37条第6項）
- ・危険猟法許可証の再交付（鳥獣保護法第37条第7項）
- ・危険猟法許可証の返納の受理（鳥獣保護法第37条第9項、鳥獣保護法施行規則第46条第7項）
- ・必要な措置の命令（鳥獣保護法第37条第10項）
- ・許可の取消し（鳥獣保護法第37条第11項）
- ・必要と認める書類の提出要求（鳥獣保護法施行規則第46条第2項）
- ・危険猟法許可証の再交付申請書の受理（鳥獣保護法施行規則第46条第4項）
- ・氏名又は住所の変更の届出の受理（鳥獣保護法施行規則第46条第5項）
- ・危険猟法許可証の亡失の届出の受理（鳥獣保護法施行規則第46条第6項）

4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

(1) 民有林の直轄治山事業の一部（法第7条第2項第4号口関係）

ア 現 状

民有林直轄治山事業は、民有林治山事業のうち、①事業費の総額が50億円以上であるとき、②当該事業が高度の技術を要するとき、又は③当該事業の及ぼす利害の影響が1の都府県の区域を越えるときのいずれかに該当し、かつ、国土保全上特に重要なものと認められるものであって、国が事業を実施するものです。

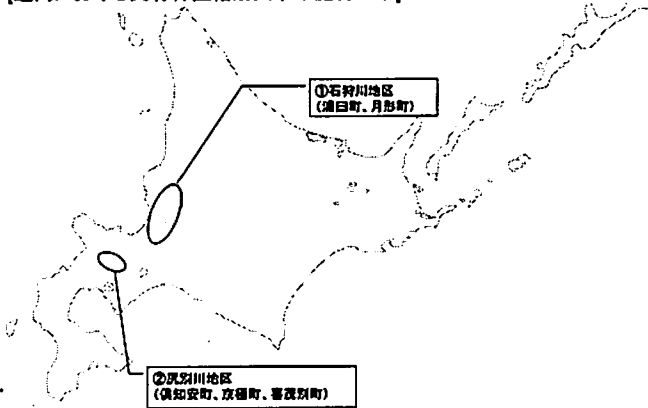
道内では、平成18年4月1日現在、石狩川地区、尻別川地区の2地区（道有林）において、国が民有林直轄治山事業として治山施設整備を実施するとともに、道が補助治山事業として保育、植栽等の森林整備を実施していますが、今後、流域内の民有林における治山施設整備と森林整備を総合的かつ計画的に実施することが必要となっています。

◆道内の民有林直轄治山事業の実施状況

道内の民有林直轄治山事業は、石狩川地区は昭和46年度から、尻別川地区は昭和47年度から、それぞれ実施されています。

地区名	関係市町村	支庁名
①石狩川地区	浦臼町 月形町	空 知
②尻別川地区	倶知安町 京極町 喜茂別町	後 志

[道内における民有林直轄治山事業施行地域]



イ 事業の内容

これまで、国（林野庁北海道森林管理局）が行ってきた石狩川地区、尻別川地区の治山施設の整備に係る次の事業を、平成19年度から道が実施します。

[石狩川地区]

工事目的	溪床、山腹等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	浦臼町473及び月形町892の1及び字ポンベツ
工事内容	航空追肥、床固工ほか
参 考	近隣で補助治山事業を実施（保育（月形町））

[尻別川地区]

工事目的	溪床、山腹等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	倶知安町字高嶺及び喜茂別町字比羅岡
工事内容	谷止工、植栽工、床固工ほか
参 考	近隣で補助治山事業を実施（植栽・保育ほか（倶知安町））

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の森づくりセンターにおいて、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施します。

- ◆ 石狩川地区：空知森づくりセンター（岩見沢市）
- ◆ 尻別川地区：後志森づくりセンター（倶知安町）

エ 広域的施策との関係

当該事業は、この計画の2で掲げる「保安施設の整備等による森林の保全」と併せて着実に実施していきます。

また、両地区付近の住民の生命、財産の安全を確保するため、道では、補助治山事業として、保育、植栽事業等に取り組んでおり、当該事業については、これまで道が実施してきた取組と併せて、計画的に取り組んでいきます。

オ 期待される効果

国が行う治山施設の整備と道が実施する保育、植栽事業等を一元的に行うことで、流域内の民有林一体として地域の実情に応じた治山事業等を効果的かつ効率的に実施することが可能となります。

(2) 直轄通常砂防事業の一部、開発道路に係る直轄事業、二級河川に係る直轄事業（法第7条第2項第4号イ、ハ、ニ関係）

ア 事業の移譲時期等

直轄通常砂防事業、開発道路に係る直轄事業及び二級河川に係る直轄事業については、今後の整備状況等を適宜把握しつつ、国が実施している工事又は事業のうち、国土交通大臣が別途指定する箇所について、平成22年度以降国から事業の移譲を受けて道が実施します。

イ 広域的施策との関係

直轄通常砂防事業、開発道路に係る直轄事業及び二級河川に係る直轄事業については、それぞれ、この計画の2で掲げる「砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進」、「道路の整備等による安全・安心な道路網の構築」、「河川の整備等による治水対策の推進」と併せて実施します。

5 その他の取組

(1) 連携・共同事業

広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局等が連携し、又は共同で事務、事業を実施する下記の連携・共同事業について、国の地方支分部局等との情報交換などを密接に行い、一層の推進を図ります（次の事業は、検討中のものを含む。）。

No.	事業名	関係機関等名	内容
1	国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実	厚生労働省	・国と道の連携を一層強化し、臨床研修体制の充実、強化を図る。
2	共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化	総務省 経済産業省 国土交通省 等	・共通ポータルサイトを開設するなど、必要に応じて関係機関の連携を図ることにより、住民の利便性の向上を図る。
3	共同データベース構築による法人設立届出の一本化	財務省	・国、道で申告情報の共有化を図るなど、引き続き一層の連携を図る。
4	税務に関する相談や広報事業の共同実施	財務省 市町村	・確定申告期における3税の税務相談窓口の設置を含めた各種取組を引き続き実施する。 ・3税に関する広報及び租税教育を連携して実施する。
5	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携	環境省	・国及び道の巡視区域が重複する箇所の取得情報の相互共有のための連絡体制の整備を図る。 ・国及び道との情報交換を目的とした会議等の場を活用し、意見交換・協議を行う。
6	国有林と民有林が一体となった森林づくり	農林水産省	・流域を単位とした国有林・民有林の一体的な整備や効果的な普及啓発を国と道で実施する。
7	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施	国土交通省 市町村	・異常気象時における国と道・市町村の除排雪について、相互代行、受委託等を試行的に実施する。
8	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	国土交通省 市町村 等	・気象情報や道路通行止めといった管理情報について、一元化・共有化を図るシステムを構築する。
9	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	国土交通省 内閣府 総務省	・防災体制や防災装備の一元的な管理や運用を図る。
10	農作物被害調査の共同実施	農林水産省 市町村	・農作物被害調査の国、道、市町村等による連携した取組について、具体的な方法等を検討する。
11	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出	経済産業省	・国と道の密接な連携により、協調した支援施策の展開によるバイオ産業の振興、中小企業のIT利活用の促進、IT産業の振興を図る。
12	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成	厚生労働省 経済産業省 市町村 等	・国、道、市町村、産業界、労働界が連携し、地域の特性に応じた雇用創出に向けた連携・共同事業を実施するためのプログラムを作成する。

No.	事業名	関係機関等名	内容
13	国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携	厚生労働省	・国と道の連携を密にし、適材の雇用が可能な仕組みをつくる。
14	道路管理者が連携した案内標識の整備	国土交通省 市町村	・主要幹線道路から観光地まで一環した誘導を目的とした案内標識整備を実施する。 ・国や自治体などそれぞれの道路管理者が連携し、一体的な整備を実施する。
15	ビジット・ジャパン・キャンペーンに関する連携	国土交通省	・外国人観光客の誘致施策の効率的かつ効果的な展開を図るため、ビジット・ジャパン・キャンペーンに係る連携を図る。
16	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施	農林水産省	・地域づくりやグリーンツーリズムの取組など、国や自治体が一体となって推進体制を整備し、総合的に推進する。
17	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施	農林水産省	・国営農地再編整備事業（中山間地域型）の緊密な連絡調整を図るため、連携会議を設置・運営する。
18	新食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施	農林水産省	・新食糧法に基づき米穀生産出荷団体等が作成する「生産調整方針」の認定に関する指導業務などを共同で行う。
19	道内における食育推進活動の共同実施	農林水産省	・「北のめぐみ愛食運動道民会議」等の場で、食育活動を共同で行う。
20	第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施	農林水産省	・国と道の連携を深めて第3種、第4種漁港に関わる計画上の課題を共同で検討する。
21	C I Q業務への地方公共団体職員派遣	法務省 財務省 厚生労働省	・地方公共団体職員の派遣によるC I Q業務の一部補完などにより、C I Q業務の円滑化、迅速化を図る。

6 広域的施策の施策効果の把握及び評価

(1) 基本的な考え方

この計画における広域的施策については、その推進状況、効果を的確に把握するとともに、この計画に基づき国から移譲を受ける事務、事業等の実施によりもたらされる地域社会や本道経済への影響等を含め、適切に評価します。

また、このような作業を通じて、移譲を受けた事務、事業等を道が行うことについての有用性を検証するとともに、道民からの意見、提言や作業により得られた知見などを踏まえて、新たな事務、事業等の移譲や条例の制定範囲の拡大などについての提案に結びつけていきます。

なお、評価に当たっては、できる限り定量的かつ総合的な評価に努めるなど、客観性の確保に努めます。

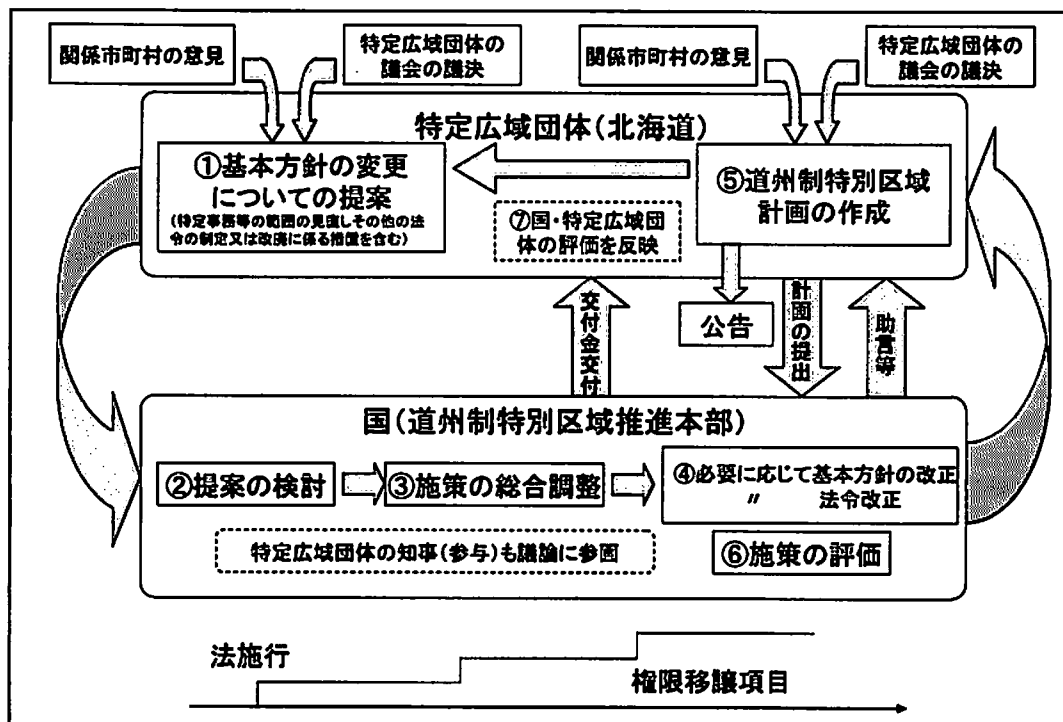
(2) 作業の実施時期等

広域的施策の推進状況等については、フォローアップ作業を通じて把握するとともに、毎年度、その結果を内閣総理大臣に報告することとします。

また、評価作業は、フォローアップ作業の結果を踏まえて行うこととし、それぞれの広域的施策や移譲を受けた事務、事業等の実施による知見を整理の上、適切な時期にその結果を内閣総理大臣に報告することとします。

なお、これらの作業結果については、広く道民に公表することとします。

[北海道における道州制特区推進のイメージ]



担当 北海道企画振興部地域主権局
住所 〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111 (内線23-319, 23-320)
011-204-5160 (ダイヤルイン)
FAX 011-232-2743
E-mail sogo.syuken1@pref.hokkaido.lg.jp
URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

試される大地

北海道